

大分県報

平成三十年
号外（四二）
三月三十日

（金曜日）

目次

訓令 甲

| | |
|--------------------------------|---|
| 大分県職員安全衛生管理規程の一部改正…………… | 一 |
| 大分県文書管理規程の一部改正…………… | 一 |
| 大分県政策企画委員会設置規程の一部改正…………… | 二 |
| 大分県新型コロナウイルス等対策本部規程の一部改正…………… | 三 |
| 大分県消費者行政連絡協議会規程の一部改正…………… | 三 |
| 訓令 甲 | |
| 教育委員会訓令甲 | |
| 警察本部訓令 | |
| 大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正…………… | 三 |
| 大分県監査事務局処務規程の一部改正…………… | 四 |

○訓令 甲

大分県訓令甲第五号

本 庁
地 方 機 関
大分県職員安全衛生管理規程（昭和六十年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十七条第三項第三号中「大分県立病院内分泌代謝内科部長」を「大分県立病院内分泌・代謝内科部長」に改める。

平成三十年三月三十日

大分県報号外（訓令甲）

第二十五条中「人事課長」を「総務部人事課長」に改める。
別表第三中「豊肥振興局豊後大野事務所」を「豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所」に改める。

別表第四の南大分地区安全衛生協議会の項中「このところと体の相談支援センター」を「このところからの相談支援センター」に改め、「衛生環境研究センター」の下に、「動物愛護センター」を加える。

附則

この訓令は、平成三十年十二月一日から施行する。ただし、第十七条第三項第三号の改正規定、第二十五条の改正規定、別表第三の改正規定及び別表第四の南大分地区安全衛生協議会の項の改正規定（「このところと体の相談支援センター」を「このところからの相談支援センター」に改める部分に限る。）は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第六号

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
平成三十年三月三十日

別表第一中

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| | | |
|--------------------|--------|----|
| 芸術文化スポーツ振興課 | （芸術ス振） | を |
| 芸術文化スポーツ振興課 | （芸術ス振） | に、 |
| ラグビーワールドカップ2019推進課 | （ラ推） | を |
| 防災危機管理課 | （防危） | を |
| 防災対策企画課 | （防企） | に、 |
| おおいたブランド推進課 | （ブランド） | を |
| おおいたブランド推進課 | （ブランド） | に、 |
| 園芸振興課 | （園振） | に、 |

まち・ひと・しごと創生推進室
 ラグビーワールドカップ2019推進室
 地域活力応援室
 地域福祉推進室
 監査指導室
 薬務室

（まち創）
 （ラ推）
 （地活）
 （地福推）
 （監指）
 （薬務）

を

まち・ひと・しごと創生推進室
 地域活力応援室
 保護・監査指導室
 薬務室
 障害者社会参加推進室

（まち創）
 （地活）
 （保監）
 （薬務）
 （障社）

に、

防災対策室

（防対）

を

危機管理室

（危機）

に、

産業集積推進室
 工事技術管理室
 園芸振興室

（産集）
 （技管）
 （園振）

を

新産業振興室
 工事技術管理室

（新産）
 （技管）

に、

消費生活・男女共同参画プラザ

（消参プ）

を

消費生活・男女共同参画プラザ
 大分県動物愛護センター

（消参プ）
 （県動愛）

に、

「日田高」を「日高」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（

生活・男女共同参画プラザ
 共参画プラザ
 ンター

（消参プ）
 （県動愛）

「を」を「消費生活・男女共
 大分県動物愛護セ
 ンター」に改める部分に限る。）は、平成三十
 年十二月一日から施行する。

大分県訓令甲第七号

大分県政策企画委員会設置規程（平成二十一年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のよう
 に改正する。
 平成三十年三月三十日

本 庁

別表中「生活環境部防災局防災危機管理課参事」を「生活環境部防災局防災対策企画参
 事」に改める。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第八号

大分県新型コロナウイルス等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を
 次のように改正する。
 平成三十年三月三十日

知 事 部 局
 議 会 事 務 局
 教 育 庁
 人 事 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 監 査 事 務 局
 警 察 本 部
 企 業 局
 病 院 局

第十二条第二項中「危機管理監」を「防災危機管理監」に、「防災危機管理課長」を「危
 費

大分県知事 広 瀬 勝 貞

機管理室長」に、「防災危機管理課の」を「危機管理室の」に改め、同条第五項中「防災危機管理課」を「危機管理室」に改める。

別表第一中「監査事務局長」を「監査事務局長 警察本部警備部長」に、「防災局危機管理監」を「防災局防災危機管理監」に改める。

別表第二の土木建築対策部の部の土木建築部の項中「新型インフルエンザ等患者に係る通報」を「検疫実施に係る港湾施設の利用調整」に改め、同表の会計管理対策部の部の会計管理局の項中「見舞金」を「寄附金」に改める。

別表第三の企画振興対策部の部の芸術文化スポーツ振興班の項の次に次のように加える。

ラグビーワールドカップ2019推進班
ラグビーワールドカップ2019における感染拡大防止に関すること。

別表第三の福祉保健対策部の部の福祉保健企画班の項中第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

- 七 災害救助に関すること。
- 八 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
- 九 義援金及び見舞金の配分に関すること。
- 十 保護施設等のり患調査及び感染拡大防止対策に関すること。

別表第三の福祉保健対策部の部の地域福祉推進班の項を削り、同表の生活環境対策部の部の防災危機管理班の項中「防災危機管理班」を「危機管理班」に改め、同表の商工労働対策部の部の商工労働企画班の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を削り、同項第八号中「及び輸送」を削り、同号を第五号とし、同項中第九号を第六号とし、同部の工業振興班の項を次のように改める。

工業振興班
一 指定地方公共機関（電気、都市ガス等）の事業継続及び連絡調整に関すること。
二 義援物資及び見舞物資に関すること。

別表第三の商工労働対策部の部の商業・サービス業振興班の項を次のように改める。

商業・サービス業振興班
一 商店街等の開設状況調査に関すること。
二 調味料、副食品等の食料品の売渡しに関すること。
三 被服、寝具等の生活必需品の売渡しに関すること。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第九号

知事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部
大分県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十二年大分県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表中「福祉保健部福祉保健企画課地域福祉推進室長」を「福祉保健部福祉保健企画課長」に、「福祉保健部障害福祉課長」を「福祉保健部障害福祉課障害者社会参加推進室長」に、「生活環境部防災局防災危機管理課防災対策室長」を「生活環境部防災局防災対策企画課長」に、「生活環境部防災局防災危機管理課消防保安室長」を「生活環境部防災局防災対策企画課消防保安室長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

訓令 甲
教育委員会訓令甲
警察本部訓令

大分県訓令甲第十号

大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県警察本部訓令第十二号

知事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九号
大分県訓令甲第二十四号
大分県警察本部訓令甲第十七号

号の一部を次のように改正する。

号

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 貞

大分県 教育委員 会

大分県警察本部長 太刀川 浩 一

別表第二中「商業サービス業振興課長」を「商業・サービス業振興課長」に、「おおいたブランド推進課園芸振興室長」を「園芸振興課長」に改める。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

○監査委員訓令

大分県監査委員訓令第一号

大分県監査事務局処務規程（昭和四十八年大分県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県代表監査委員 首藤 博文

第三条中「参事（総括）」を「班総括」に改める。

別表第一の第一課長専決事項の項中「臨時職員」の下に「及び非常勤職員」を加え、同表の総務・財援監査班参事（総括）専決事項の項中「参事（総括）」を「班総括」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。